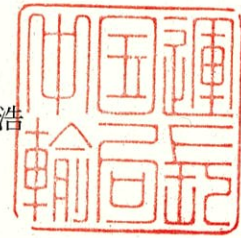


公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和5年7月24日

中国運輸局長 益田 浩



1. 届出事項の概要

- (1) 事案番号：R5-1
- (2) 届出者：日ノ丸自動車株式会社
- (3) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更（路線の一部廃止）届
- (4) 届出年月日：令和5年7月3日
- (5) 廃止予定日：令和6年1月5日
- (6) 廃止しようとする路線の概要

○ 廃止路線

- ① 起点：鳥取県境港市小篠津町20先
終点：鳥取県境港市大正町215先
キロ程：5.8km
- ② 起点：鳥取県境港市元町1885-1先
終点：島根県松江市美保関町七類2017-1先
キロ程：6.2km

○ 運行系統

(隠岐連絡バス線)

- 米子駅 ～ 内浜産業道路・米子鬼太郎空港 ～ 七類港
(往路28.2km 復路28.2km)
- 米子駅 ～ 内浜産業道路・米子鬼太郎空港 ～ 境港駅
(往路20.6km 復路20.6km)
- 境港駅 ～ 七類港
(復路7.6km)

(7) 廃止を必要とする理由

運転者不足が深刻であり、路線バスとして引き続き維持することが困難となったため。





2. 意見の聴取について

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、本日から10日以内（郵送の場合は消印が本日から10日以内の日付）に、次の事項を記載した意見聴取申請書を中国運輸局又は最寄りの運輸支局まで提出して下さい。

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案番号及び事案の件名並びに路線名
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施日の10日前までに別途通知する。